

# 柏崎市子ども虐待防止・対応マニュアル

Ver. 4

～ 子どもの未来と人権をみんなで守ろう ～



平成30年4月

柏 崎 市  
柏 崎 市 教 育 委 員 会  
柏崎市要保護児童対策地域協議会

## はじめに

子ども虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、その発生を予防するとともに、早期に発見、対応することにより、子どもを虐待から守ることは、社会全体の責任です。

近年、全国的に児童虐待相談件数が増加するなか、平成16年の「児童福祉法」及び「児童虐待の防止に関する法律」の改正により、市町村が児童虐待通告受理機関として位置づけられるとともに、児童家庭相談における一義的な対応を担うようになりました。

当市においては、平成11年度に「柏崎市子どもの虐待防止連絡会」を設置し、平成16年の児童福祉法改正による、国の要保護児童対策地域協議会設置・運営指針に基づき、平成20年度に「柏崎市要保護児童対策地域協議会」と改め、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応において、関係機関が相互に連携・協力しつつ、それぞれが担うべき役割を果たし、一体となって子ども虐待に取り組んでいるところです。

市民および関係機関が虐待の発見から通告まで迷うことなく対応できるよう「柏崎市子ども虐待防止・対応マニュアル」を作成し、子どもの虐待の基礎知識と、市民及び関係機関別の虐待対応・支援フローチャートを記載して、その役割を具体的に明記しました。

すべての子どもたちが、その人権を尊重され、かつ、健やかに成長することができる社会の実現に向け、関係機関の皆様には本マニュアルを広く活用くださいますようお願い申し上げます。

平成30年4月

柏崎市

柏崎市教育委員会

柏崎市要保護児童対策地域協議会

# 目次

## 第1章 子ども虐待の基礎知識

1 子ども虐待とは？	3
2 虐待が起きる背景（要因）	4
3 子ども虐待に気づくために	5
(1) 虐待を思わせるサイン	5
(2) 気づき（早期発見）のポイント	5

## 第2章 子ども虐待の対応

1 市民の方の相談・通告	9
2 関係機関の対応	11
(1) 子ども虐待対応・支援 全体フローチャート	11
(2) 関係機関別子ども虐待対応・支援フローチャート及び役割と対応のポイント	13
《保育園・幼稚園》	13
《小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等》	15
《医療機関》	17
《その他関係機関》	19
3 虐待相談・通告後の対応及び支援の流れ	21
(1) 相談・通告の受理	22
(2) 相談・通告者からの聞き取り	22
(3) 初期対応	23
(4) 支援方針会議	24
(5) 進捗管理会議	25
(6) 見守り等の留意点	25
(7) 支援の終結	25
4 柏崎市要保護児童対策地域協議会体制図	26

## 第3章 資料編

重症度判定表（様式1）	28
虐待状況チェックリスト（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校、その他関係機関用）（様式2）	29
虐待状況チェックリストの活用方法	31
虐待状況チェックリスト（医療機関用）（様式3）	34
虐待相談・通告受付票（様式4）	37
緊急度アセスメントシート（様式5）	38
送致書（様式6）	39
個別ケース検討会議報告書（様式7）	41
柏崎市要保護児童対策地域協議会運営要綱	42

# 第1章 子ども虐待の基礎知識

## 1 子ども虐待とは？

子ども虐待とは、保護者（親または親にかわる養育者）が、18歳未満の子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることを指します。

子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、ときには、子どもの生命さえ奪う著しい人権侵害であり、次の世代に引き継がれるおそれがあります。子育ての不安や困難さが背景にありますが、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、決して正当化されるものではありません。

子どもの未来と人権を守るために、子ども虐待の防止や対応を社会全体で取り組む必要があります。

### ■ 子ども虐待は、大きく4つに分けられます。（児童虐待防止法 第2条）

#### ● 身体的虐待

子どもの身体に苦痛や外傷が生じるような暴力を加えること

- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶるなどの暴力
- やけどを負わせる
- 溺れさせる
- 異物を飲ませる、食事を与えない
- 冬に外にしめだす、縛り付け拘束する
- 意図的に子どもを病気にさせる など

#### ● 心理的虐待

子どもの心を著しく傷つけること

- 言葉による脅し
- きょうだい間での差別的扱い
- 子どもを無視する
- 子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス（DV）） など



#### ● ネグレクト（養育保護義務の拒否・怠慢）

子どもの健康・安全に配慮しない、衣食住の世話をしないなど、保護者として保護の怠情（ネグレクト）に値すること

- 家に閉じ込める
- 食事を与えない
- 自動車の中に放置する
- 重い病気になっても病院に連れて行かない
- ひどく不潔にする
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） など



#### ● 性的虐待

子どもにわいせつな行為をする・させる

- 子どもへの性交、性的暴行
- 性器を触る又は触らせるなどの性的暴力
- 性的行為の強要・教唆（きょうさ）
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する など

## 2 虐待が起きる背景（要因）

虐待は一つの原因で発生するわけではなく、いくつかの要因が関連しストレスになった時、ある出来事を引き金にして起こる場合が多くあります。虐待発生の要因を踏まえておくことは、子どもに及ぶ危険性を予測するうえで非常に重要です。

<b>保護者の要因</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもへの愛着形成が不十分</li> <li>● 元来性格が攻撃的・衝動的</li> <li>● 精神障害、慢性疾患、アルコール依存症、薬物依存</li> <li>● 保護者自身が被虐待の体験者</li> <li>● 育児に対する不安やストレス</li> <li>● 望まない妊娠</li> <li>● 10代の妊娠（保護者が未熟等）</li> <li>● 産後のうつ病など精神的に不安定な状況</li> </ul>
<b>子どもの要因</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手がかる子ども（ひどく泣く、こだわりが強い）</li> <li>● 低出生体重児・多胎児</li> <li>● 発達の遅れ、障害、問題行動</li> <li>● その他の何らかの育てにくさを持っている子</li> </ul>
<b>家庭環境の要因</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 未婚を含むひとり親家庭</li> <li>● 内縁者や同居人のいる家庭</li> <li>● 子連れの再婚家庭</li> <li>● 夫婦関係をはじめ人間関係に問題を抱えている家庭</li> <li>● 転居を繰り返す家庭（地域で孤立）</li> <li>● 援助者（親、兄弟）や相談相手がいない</li> <li>● 配偶者の失業や転職の繰り返いで経済的に不安な家庭</li> <li>● 夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状態の家庭</li> <li>● 定期的な健康診断の未受診</li> <li>● 親子の長期分離歴がある</li> <li>● すでに、きょうだいが施設入所している家庭</li> </ul>

### しつけと虐待

しつけとは、子どもに社会性を持たせ、自立させるために行う家庭教育のことです。

大人の都合や期待を押しつけ体罰や言葉で責めたてて従わせることはもちろん、発達段階を無視した早期教育などの不適切な行為は、「しつけのつもり」でも、子どもにとって有害ならば「虐待」になります。そして、どのような理由があっても、それらの行為が正当化されることはありません。



### 3 子ども虐待に気づくために

虐待をしている保護者や虐待を受けている子どもは次にあるような様々なサインを発しています。

これらのサインがいくつか合わさって見られる時には、その背後に虐待があるのではないかと考えてみる必要があります。

#### (1) 虐待を思わせるサイン

地域や保育園、幼稚園、学校、病院などで共通してみられ、留意しなければならないサインとしては、次のようなものがあります。

- 子どもに不自然な打撲や火傷、すり傷などがある。
- 子どもに乱暴な言動が見られ、極端に落ち着きがない。
- 子どもの表情が非常に乏しく、極端にビクビクしている。
- 子どもの服装が極端に不潔である。
- 親が子どもに対して非常に乱暴か又は非常に冷たい。
- 親が子どもにとってもできそうにないことを「しつけ」といつてさせる。



#### (2) 気づき（早期発見）のポイント

##### ● 家庭・地域

##### <子どもの様子>

##### <発育・発達>

- 極端にやせている等、食事をきちんと与えられていない。

##### <衛生面>

- 季節に合わない服装をしていたり、衣類がいつも汚れていて身体も不潔である。

##### <情緒面>

- 子どもが毎晩長時間にわたり泣いている。
- 表情が乏しかったり、暗い顔をしている。

##### <行動面>

- 理由もなく、学校や保育園・幼稚園を休んでいる姿をよく見かける。
- 近所で悪質ないたずらや万引きを繰り返している等の噂を耳にする。

##### <養育者との関係性>

- 保護者の顔色をうかがう反面、保護者がいなくなると保護者への関心を示さない。
- 夜遅くまで遊んでいて家に帰りがたらない。不自然な時間に出歩いている。

など

##### <保護者等の様子>

##### <健康状態>

- 心身の状態が悪く(慢性疾患・精神疾患など)、子育てが負担になっている。

##### <性格・行動面>

- 夫婦関係や経済的状態からくる生活上のストレスがうかがわれる。
- 小さな子どもを置いたまま頻繁に外出している。
- 極端に偏った育児観や教育観を持ち、それを押しつけたり、体罰を肯定している。

##### <養育能力・居住環境>

- 子どもの健康状態に注意を払わず、病気になっても医者に診せようしない。
- 寝具や衣類等、清潔への配慮がなされておらず、部屋の中が乱雑だったりする。

##### <子どもへの感情>

- 子どもの泣き声とともに親の怒鳴り声がある。

##### <地域性>

- 困ったときに相談にのってくれる人が身近にいない、孤立した状況にある。

など

※虐待状況チェックリスト（様式2） P29 参照

## ● 保育園、幼稚園、学校

## ＜子どもの様子＞

## ＜発育・発達＞

- 特別な病気がないのに、体重や身長の伸びが悪い。
- 落ち着きがなく、一つのことに集中できない。

## ＜衛生面・健康状態＞

- 身体に不自然な傷や叩かれたような痣、火傷、などがある。
- 尋ねると傷に対する説明が不自然だったり、説明を嫌がる。
- 季節に合わない服装をしていたり、衣類がいつも汚れていて身体も不潔である。

## ＜情緒面＞

- 表情が乏しかったり、暗い顔をしており、受け答えが少ない。
- 衣服を脱ぐことに異常な不安をみせる。

## ＜行動面＞

- 極端な性的な遊びや言葉、行動がみられたり、又は、極端に拒否感が見られる。
- 万引きや他人の物を盗む。
- 反抗的な態度や嘘が多い。

## ＜養育者との関係性＞

- 保護者の顔を窺う反面、保護者がいなくなると保護者への関心を示さない。
- 保護者が迎えに来ても、帰りがたがらない。
- 家に帰りがたがらない、家出を繰り返す。

## ＜対人関係＞

- 他の人との身体接触を異常に怖がる。

## ＜養育能力＞

- 連絡もなく登園(登校)してこない。訪問すると保護者等が不在であったり、寝ていたりする。また、理由がはっきりしない欠席や遅刻が多い。
- 基本的な生活習慣が身につけていない。
- 予防接種や健診を受けていない。

など

## ＜保護者等の様子＞

## ＜性格・行動面＞

- 子どもの身体症状(打撲傷、火傷など)を確認すると、一貫性のない説明をする。
- 体罰や年齢不相応な教育等を、「しつけ」「家庭教育方針」等と正当化する。
- 保育所・幼稚園・学校などからの連絡に応じない。
- 子どもの扱い方が極端に乱暴であったり、きょうだいの差がある。

## ＜養育能力＞

- 子どもがケガをしたり、病気になっても医者に診せようしない。

## ＜子どもへの感情＞

- 感情をいらだたせ、思いどおりにならないとすぐ怒る。
- 無表情で、子どもに対して語りかけをしない。

## ＜就労・経済面＞

- 経済的に困窮しており、集金などの滞納が多い。

など



## ●病院

## ＜子どもの様子＞

## ＜衛生面・健康面＞

- 不自然な骨折や外傷（叩いた跡やあざなど）がある。
- 説明のつかない発育不良（低身長、低体重、栄養障害など）がある。
- 繰り返される異物誤飲、不自然な事故がある。
- 虫歯が多く、放置されている。

## ＜保護者等の様子＞

## ＜養育能力＞

- 強い育児養育不安や拒否的態度を言葉にする。



※虐待状況チェックリスト（様式3） P32 参照

## ●母子健診など

## ＜子どもの様子＞

## ＜発育・発達＞

- 著しく発達が遅れている。

## ＜衛生面・健康状態＞

- 外傷が多い。
- 説明のつかないあざや傷がある。
- 身体や衣服の清潔が保たれていない。
- 病気が放置されている。
- 季節に合わない服装をしている。

## ＜情緒面＞

- 表情が乏しく笑わない。
- 親子関係が希薄、親に甘えない。
- 衣服を脱ぐこと異常に嫌がる。
- 視線を合わせない。

## ＜養育者との関係性＞

- 親の言動に過敏反応する。

## ＜保護者等の様子＞

## ＜健康状態＞

- 常に疲れた様子でイライラしている。
- 精神疾患・アルコール依存症などの症状がある。

## ＜性格・行動面＞

- 人前でひどく子どもをしかる
- 母子 手帳を持参しなかったり、記録の記入が極端に少ない。
- 感情のコントロールが不得手である。
- 視線を合わせない。

## ＜養育能力＞

- 子どもを抱いたりあやしたりしない
- 子どもに予防接種、健診を受けさせていない。
- 育児への不安が極端に高かったり、低かったりする。

## ＜問題意識＞

- 保護者の行動を優先させる

## ＜夫婦・家族関係＞

- 経済状態や夫婦関係について不安がある。

## ＜地域性＞

- 育児の相談相手や協力が身近にいない。

※虐待状況チェックリスト（様式2） P29 参照

### 乳幼児揺さぶられっ症候群 (Shaken Baby Syndrome)

乳幼児が激しく揺さぶられた時に起こる重症の頭部外傷。赤ちゃんは頭が重たく頸の筋肉が弱いため、揺さぶられたときに頭を自分の力で支えることができません。その結果、速く強く揺さぶられると、頭蓋骨の内側に脳が何度も打ち付けられて、赤ちゃんの脳は損傷をうけます。予後不良で死亡や後遺症を伴うことも少なくありません。

- ・ 脳の周りの出血（硬膜下血腫など）や脳の中の出血
- ・ 言葉の遅れ、学習障害
- ・ 脳損傷、知的障害
- ・ 失明、視力障害
- ・ 後遺症としてのけいれん発作
- ・ 脳性麻痺



## 第2章 子ども虐待の対応

## 1 市民の方の相談・通告

# 虐待かも…

## と思ったら、 相談・通告をお願いします。

「子どもが泣き叫ぶ声とともに親の怒鳴り声が聞こえる」「やけどやあざが多い」「不自然な時間に出歩いている」「季節に合わない服装をしている、衣類がいつも汚れていて身体も不潔である」など虐待ではないかと思ったときは、柏崎市子育て支援課や児童相談所に相談・通告してください。

相談・通告は、虐待の早期発見や適切な援助につながる大切な行為です。

通告した人が特定されないように、法律によって秘密は守られます。

### ●虐待の疑いも

#### 相談や通告をしましょう。

子どもへの虐待は家庭の中で行われます。「虐待かな？」あるいは「もしかしたら虐待でないかもしれない、間違いかも？」といった虐待の疑いでもかまいません。（児童虐待防止法第6条）

### ●通告者の匿名性は守られます。

通告者が誰であるか公表されることはありません。匿名でもかまいません。（児童虐待防止法第7条）

### ●虐待通告は

#### 守秘義務違反になりません。

学校や保育所、医療機関等、個人ではなく機関自体にも通告義務が設けられました。虐待の場合は、児童・生徒あるいは患者等個人情報の守秘義務のある者が通告したとしても、罰せられることはありません。（児童虐待防止法第5条第6条）

### ●提供された個人情報を守られます。

相談・通告された情報は、支援方針等を検討するため関係機関間で共有しますが、知り得た情報は、法律により守秘義務が課せられています。（児童福祉法第25条の5）

## もしかして虐待？ と思ったら…



### 通報

激しい暴力を目撃するなど命の危険がある場合はすぐに通報を！

柏崎警察署  
0257-21-0110

### 相談・通告

相談・通告するときは、**分かる範囲で結構**ですので、次の点をお伝えください

- ・子どもの名前、住所、何歳くらいか
- ・虐待だと思った、虐待の疑いを持った状況
  - いつどこで
  - 何を見たのか、何が聞こえたのか
  - 誰からされていたか
  - 今の子どもの様子

など

### 子育て支援課

0257-47-7786

※土日祝日、年末年始及び  
夜間時間外は、柏崎市役所  
(0257-23-5111)  
へ連絡してください。

※ただし、緊急の場合は、柏崎警察署あるいは長岡児童相談所へ連絡してください。

### 長岡児童相談所

0258-35-8500

又は 189

## 2 関係機関の対応

### (1) 子ども虐待対応・支援 全体フローチャート ～発見から支援まで～



### 情報の守秘義務等について

虐待を受けている子ども等、要保護児童の適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や認識を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが重要であることから、守秘義務に関して次のとおり定められています。

#### ■ 守秘義務

正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密は漏らさないこと。

（児童福祉法第 25 条の 5）

#### ■ 守秘義務違反をした場合

1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が課せられます。

（児童福祉法第 61 条の 3 等）

#### ■ 資料・情報の提供

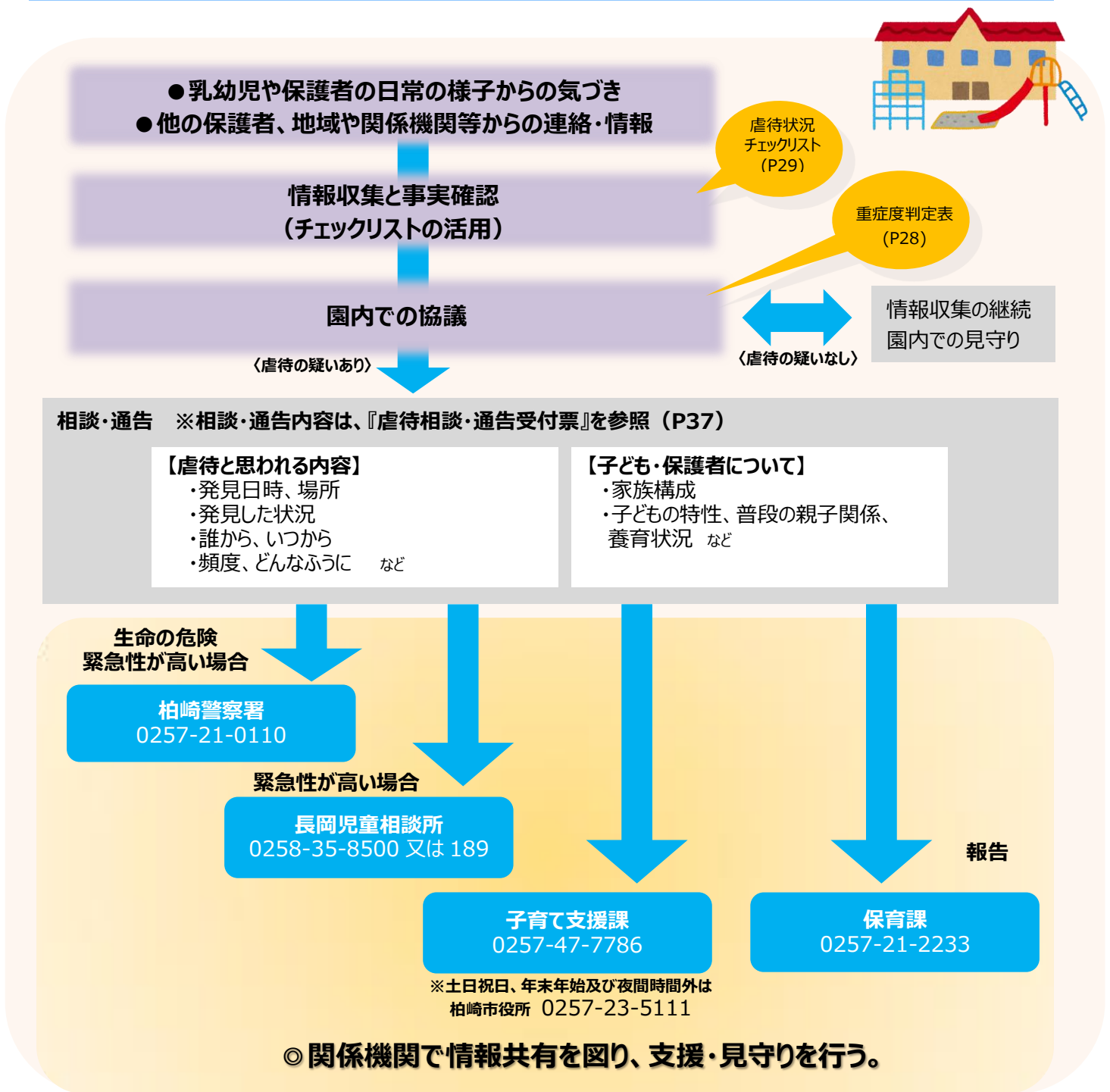
保護を要する子ども等に関する情報交換や支援内容に関する協議を行う必要がある場合、関係機関に対して、資料・情報の提供、意見の開陳その他必要な協力が求められます。（児童福祉法第 25 条の 3）



## 関係機関別子ども虐待対応・支援フローチャート

## (2) 関係機関別子ども虐待対応・支援フローチャート及び役割と対応のポイント

### 保育園・幼稚園 ～ 発見から相談・通告まで ～



#### ◎ 緊急性が高い場合

子どもの生命に危険があるなど、緊急性が高い場合は、直ちに警察署又は児童相談所へ連絡してください。

#### 〈緊急性が高い場合の例〉

- 身体的外傷、出血、骨折など障がいが残る恐れや生命の危険がある。
- 子どもへの激しい暴力を確認した。
- 極端な栄養障害や慢性の脱水症状がある。
- 性的虐待が強く疑われる。
- 家の中から、異様な泣き声や悲鳴などが聞こえる。
- 遺棄・置き去り児を発見した。(道路や危険な場所に幼児が一人でのいるなど)

## 責任と役割

保育園等は、児童福祉法に児童福祉施設に位置づけられ、児童虐待の防止等に関する法律の第5条で、児童虐待の早期発見等として、「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられています。保育園等の職員としては見て見ぬふりは決してできないのです。保育園等はこどもに毎日、長時間、複数の職員が関わるので、虐待やその兆しを発見しやすい場に立っているという自覚が必要です。また、通園時などの保護者との関わりから虐待の早期発見や解決につなげることが出来ます。

## 初期対応のポイント

### ●園長に報告

日常の様子からの気づきや地域・関係機関からの連絡・情報により、虐待が疑われる場合や心配なときは、ひとりで抱え込まず、早期に報告します。

### ●情報収集と事実確認

「虐待では？」と気づいたら、家庭状況の調査や、他の職員からも気づいたことを聞き取る等、できるだけ多くの情報を集めます。また、子どもの身体状況、言動、保護者の態度など、具体的に観察し記録をとります。あざや傷などがある場合にはできる限り写真に残すようにします。

その際、子どもが観察されているという気持ちや不安を抱くことのないように配慮することが大切です。

### ●園内で協議、相談・通告

#### ○組織的対応

虐待が疑われた場合には、園長を中心に対応します。虐待を疑った経緯や緊急性、役割分担、園としての判断や方針を協議します。

#### ○相談・通告

虐待の可能性があると判断した場合は、重症度に応じて通告先に通告（相談）します。同時に保育課（保育園・幼稚園の所管課）にも連絡します。緊急を要する場合は、警察または児童相談所に通告します。

## 援助のポイント

### ●園内の情報共有

関係機関と連携をとりながら、全職員で共通の認識をもって今後の援助や役割について検討します。

### ●子どもへの援助

安全を確保するため、できるだけ登園を促します。

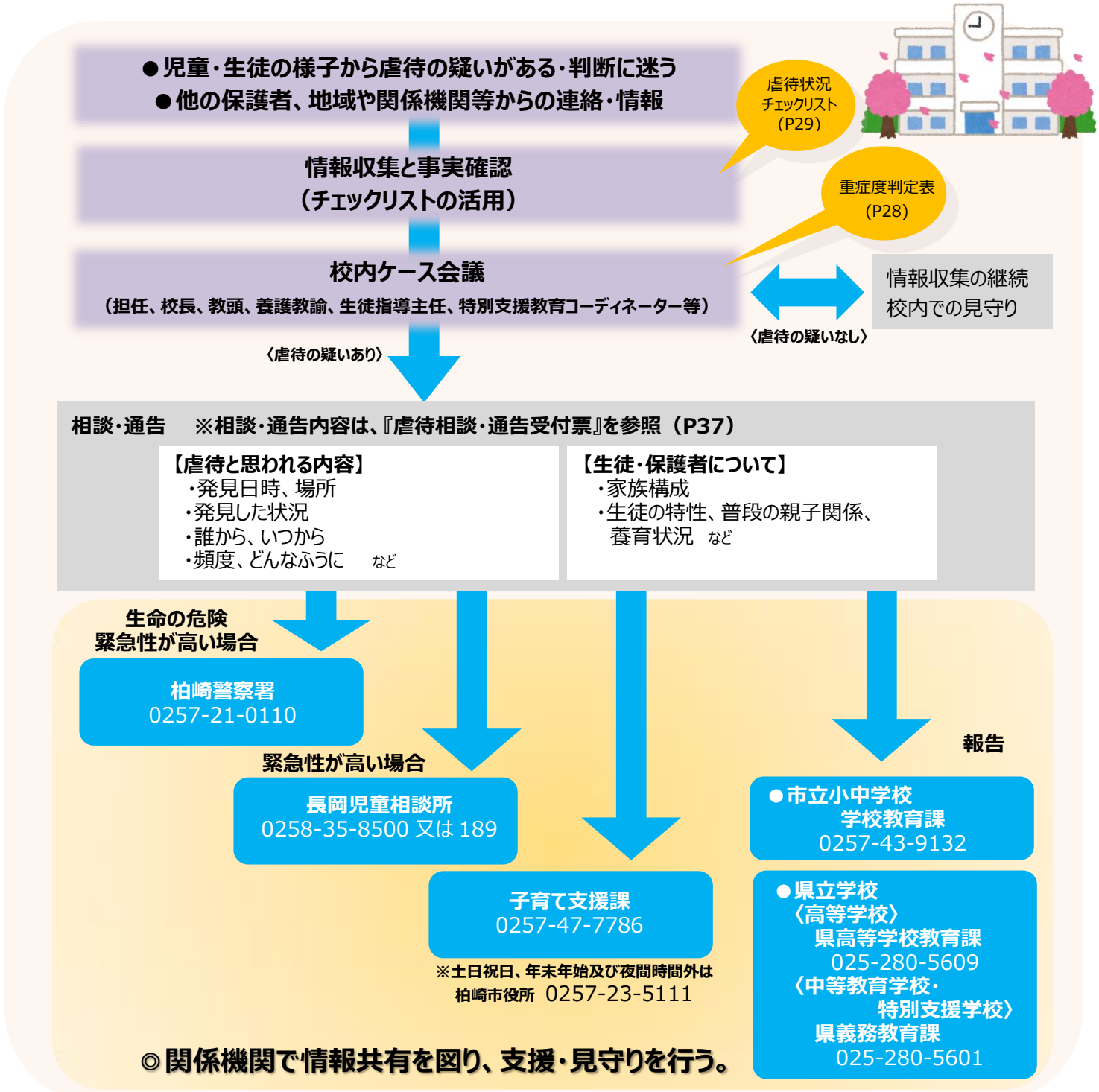
子どもの「安心できる場」として、子どもを見守り、必要な場合は子どもへの個別的な関わりや援助を行います。

### ●保護者への援助

子どもの育て方に対して否定的な言動は避け、保護者に寄り添った支援をするつもりで、よく話を聴きましょう。

また、保護者が孤立しないように温かい目で見守り、育児の不安や悩み等について安心して相談できるように配慮します。

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等 ～ 発見から相談・通告まで ～



◎ 緊急性が高い場合

子どもの生命に危険があるなど、緊急性が高い場合は、直ちに警察署又は児童相談所へ連絡してください。

〈緊急性が高い場合の例〉

- 身体的外傷、出血、骨折など障がいが残る恐れや生命の危険がある。
- 子どもへの激しい暴力を確認した。
- 極端な栄養障害や慢性的脱水症状がある。
- 性的虐待が強く疑われる。
- 家の中から、異様な泣き声や悲鳴などが聞こえる。
- 遺棄・置き去り児を発見した。(道路や危険な場所に幼児が一人でのいるなど)



## 責任と役割

教職員は、学校での教育活動を通し、児童や生徒の様子から家庭の養育環境等を把握しやすい立場にあります。また、何気ないしぐさや言動から、普段の様子との違いを感じ取り、いち早く虐待を発見することが出来る立場にあると言えます。教職員は子どもを守るべき職であるという自覚を持ち、虐待の早期発見に努めなければなりません。

また、日ごろから職員間で子どもの様子、保護者の様子について情報を集め共有しておきます。

## 初期対応のポイント

### ● 校長に報告

日常の様子からの気づきや地域・関係機関からの連絡・情報により、虐待が疑われる場合や心配なときは、ひとりで抱え込まず、早期に報告します。

### ● 情報収集と事実確認

#### ○ 児童生徒に対して

可能な限り子どもからの聞き取りをする必要がありますが、子ども自身がリラックスできる雰囲気を作り、担任や養護教諭など顔なじみで安心できる人が話をするなど配慮します。子どもは年齢や性格によって、言葉の理解力や表現力に大きな差異があり、十分な配慮が必要です。また、あざや傷などがある場合にはできる限り写真に残すようにします。

#### ○ 保護者に対して

先入観を押しつせず、まずは相手の話を聞き、気持ちを受け止める態度で対応します。そのうえで、虐待者である保護者に対して、共感的に対応する者と、社会規範的に対応する者との複数で対応する必要があります。共感的対応は、保護者と接する機会が多い担任が担当し、法律的説明や学校としての見解などを示す社会規範的対応は学年主任や生徒指導主任、教頭などが担います。

### ● 校内ケース会議、相談・通告

#### ○ 組織的対応

虐待が疑われた場合には、校長等の管理職、教務主任、学年主任、担任、養護教諭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター等の教職員からなるチームを編成して対応します。虐待を疑った経緯や緊急性、役割分担、学校としての判断や方針を協議します。

#### ○ 相談・通告

虐待の疑いがあると判断した場合は、重症度に応じて通告先に通告（相談）します。同時に柏崎市教育委員会学校教育課（小中学校）又は新潟県教育庁高等学校教育課（高等学校）にも連絡します。緊急を要する場合は、警察または児童相談所に通告します。

## 援助のポイント

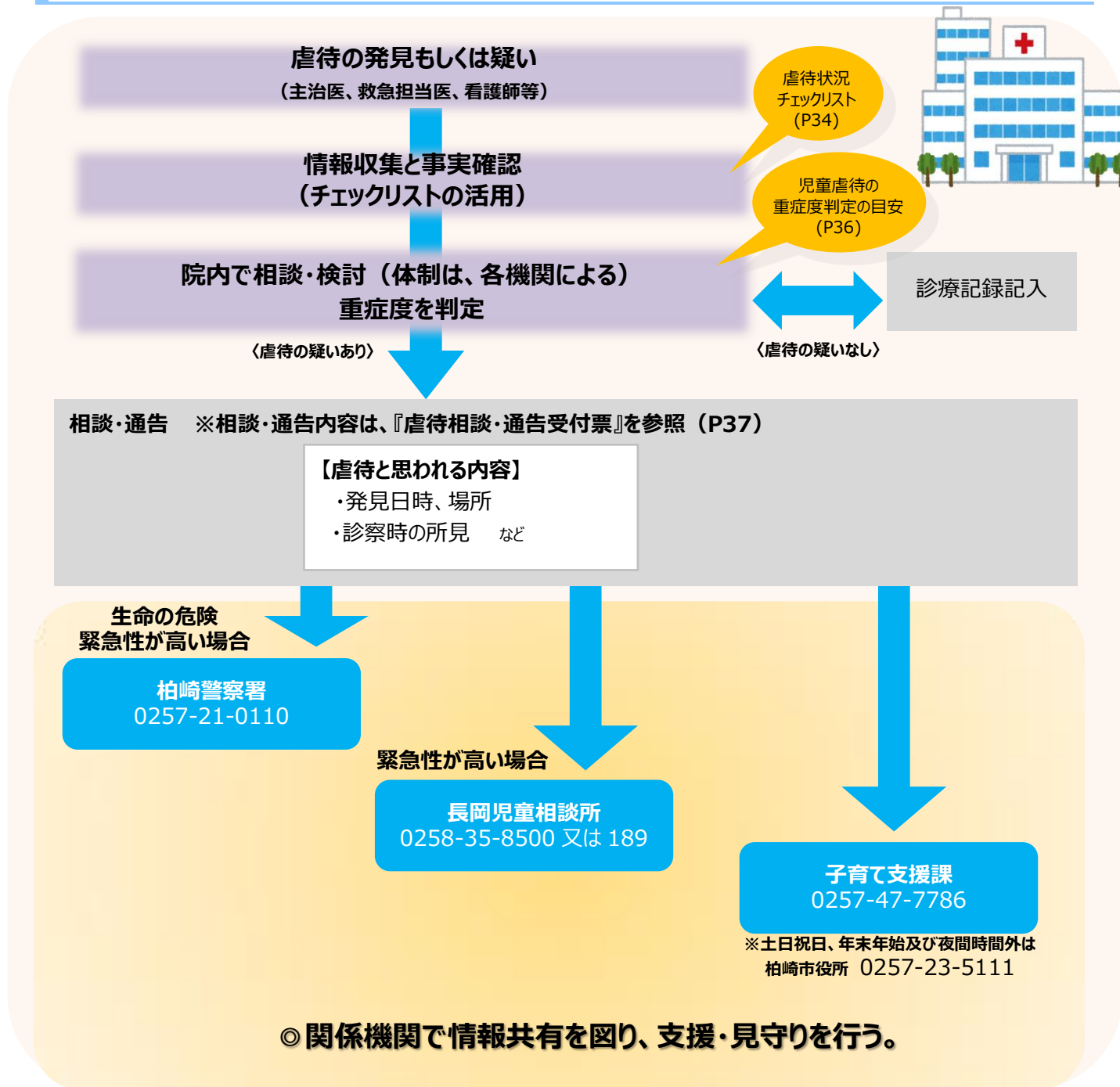
### ● 児童生徒への関わり

虐待を受けた子どもは「自分が悪いからこうなった」という思いを持ち、自信をなくしていることが多いものです。校内で見守る体制を整え、子どもとふれあう機会を増やし、自信と安心感を与えるよう努めます。また、日ごろから子どもの様子をよく観察し、ちょっとしたサインに気づくこと、子どもからサインを引き出せるような関わりを持つことが必要です。

### ● 保護者への関わり

虐待している保護者の責任を迫るのではなく、会う機会を増やし、話に耳を傾けることで、保護者が気持ちや悩みを話しやすくなります。行動特性のある子どもの場合には、子どもの行動を理解できるように援助します。保護者は「しつけ」のつもりでも、「虐待」になってしまうことを、時間をかけて話し合っていくことが大切です。

医療機関 ～ 発見から相談・通告まで ～



◎ 緊急性が高い場合

子どもの生命に危険があるなど、緊急性が高い場合は、直ちに警察署又は児童相談所へ連絡してください。

〈緊急性が高い場合の例〉

- 身体的外傷、出血、骨折など障がいが残る恐れや生命の危険がある。
- 子どもへの激しい暴力を確認した。
- 極端な栄養障害や慢性の脱水症状がある。
- 性的虐待が強く疑われる。
- 家の中から、異様な泣き声や悲鳴などが聞こえる。
- 遺棄・置き去り児を発見した。(道路や危険な場所に幼児が一人でのいるなど)

## 責任と役割

日常診療で子どもや保護者に接する機会のある医療機関では、虐待を発見しやすい立場にあります。虐待の可能性を念頭において診察にあたり、虐待の可能性のあるケースに遭遇した場合には関係機関と連携をとり、虐待の防止に努める必要があります。

## 初期対応のポイント

### ● 通告義務

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、通告の義務があります。通告することによって、医療機関が刑法上の守秘義務違反に問われることはありません。

受傷状況が重篤な場合等、事件性が疑われる場合は併せて警察にも通報します。

### ● 周産期からの見守り

産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等から、親の不安や子育ての困難が予想される場合には、子育て支援課に連絡し連携をとりながら、虐待の未然防止に努めます。連絡には、保護者の同意を得ることが望ましいですが、同意が得られなかった場合でも情報提供は可能であり、早期の支援に役立ちます。

### ● 周辺状況からの判断

虐待に特徴的なサインを見逃さないようにしましょう。子育て家庭に対して注意深く観察を行うことが大切です。気になる親子の段階で関係機関に連絡しましょう。

## 援助のポイント

### ● 児童の生命の安全が最優先

外来や救急で虐待が疑われたとき、家に帰してよいか、入院させた方がいいかどうか判断が必要になります。何の対策もとらずに再び自宅に帰ってしまった後、再受傷し重症化してしまう場合もあります。子ども・保護者の様子から自宅では子どもの生命の安全が確保できないと思われる場合は、入院させて子どもの安全を確保しつつ、対応について検討していくことが重要です。

### 代理ミュンヒハウゼン症候群 (Munchausen Syndrome by proxy)

保護者が子どもの体調について嘘の症状を訴えたり、検査所見を細工したり、子どもの体に手を加えたりして子どもを病人に仕立てることで、親は献身的に看病する役割を演じ、周囲の同情と関心を得ようとします。

子どもは大変な苦痛を受けるだけでなく、学校等を長期に欠席しなければならないなど、本来の生活を奪われることになり、成長・発達に様々な影響を受けます。最悪の場合は、死亡する可能性もあります。

## その他関係機関 ～ 発見から相談・通告まで ～

「虐待かな?」「虐待かもしれないが迷っている」と思ったら



相談・通告 ※相談・通告内容は、『虐待相談・通告受付票』を参照（P37）

### 【虐待と思われる内容】

- ・発見日時、場所
- ・発見した状況
- ・誰から、いつから
- ・頻度、どんなふうになど

### 【子ども・保護者について】

- ・家族構成
- ・子どもの様子、普段の親子関係、養育状況 など

生命の危険  
緊急性が高い場合

柏崎警察署  
0257-21-0110

緊急性が高い場合

長岡児童相談所  
0258-35-8500 又は 189

子育て支援課  
0257-47-7786

※土日祝日、年末年始及び夜間時間外は  
柏崎市役所 0257-23-5111

学校教育課  
0257-43-9132

◎ 関係機関で情報共有を図り、支援・見守りを行う。

### ◎ 緊急性が高い場合

子どもの生命に危険があるなど、緊急性が高い場合は、直ちに警察署又は児童相談所へ連絡してください。

#### 〈緊急性が高い場合の例〉

- 身体的外傷、出血、骨折など障がいが残る恐れや生命の危険がある。
- 子どもへの激しい暴力を確認した。
- 極端な栄養障害や慢性の脱水症状がある。
- 性的虐待が強く疑われる。
- 家の中から、異様な泣き声や悲鳴などが聞こえる。
- 遺棄・置き去り児を発見した。（道路や危険な場所に幼児が一人でのいるなど）

## 責任と役割

児童虐待の防止等に関する法律では、国民は「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は連絡しなければならない」と定めています。これを「通告」といいます。通告をした後の調査で虐待の事実はなかったとしても、責任は問われません。また、通告者の秘密は固く守られます。

とりわけ、民生児童委員・主任児童委員は最も市民に身近な存在として地域の情報をキャッチし、市民からの相談や通報を受ける立場にあります。虐待に気づいたら、速やかに警察、児童相談所又は子育て支援課に通告します。また、子どもと家庭の状況を確認したり、関係機関と協力して地域の中での継続的な見守りを行います。

## 初期対応のポイント

### ● 通告義務

虐待を受けたと思われる子どもを発見又は市民からの相談や通報を受けた場合は、速やかに警察、児童相談所又は子育て支援課に通告します。

※平成 16 年度の児童虐待防止法改正法により、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大されており、これにより必ずしも虐待の事実が明らかでなくても、子どもに関わる専門家によって子どもの安全・安心が疑われると思われる場合はもちろんのこと、一般の人の目から見て主観的に子どもの安全・安心が疑われる場合であれば、通告義務が生じます。

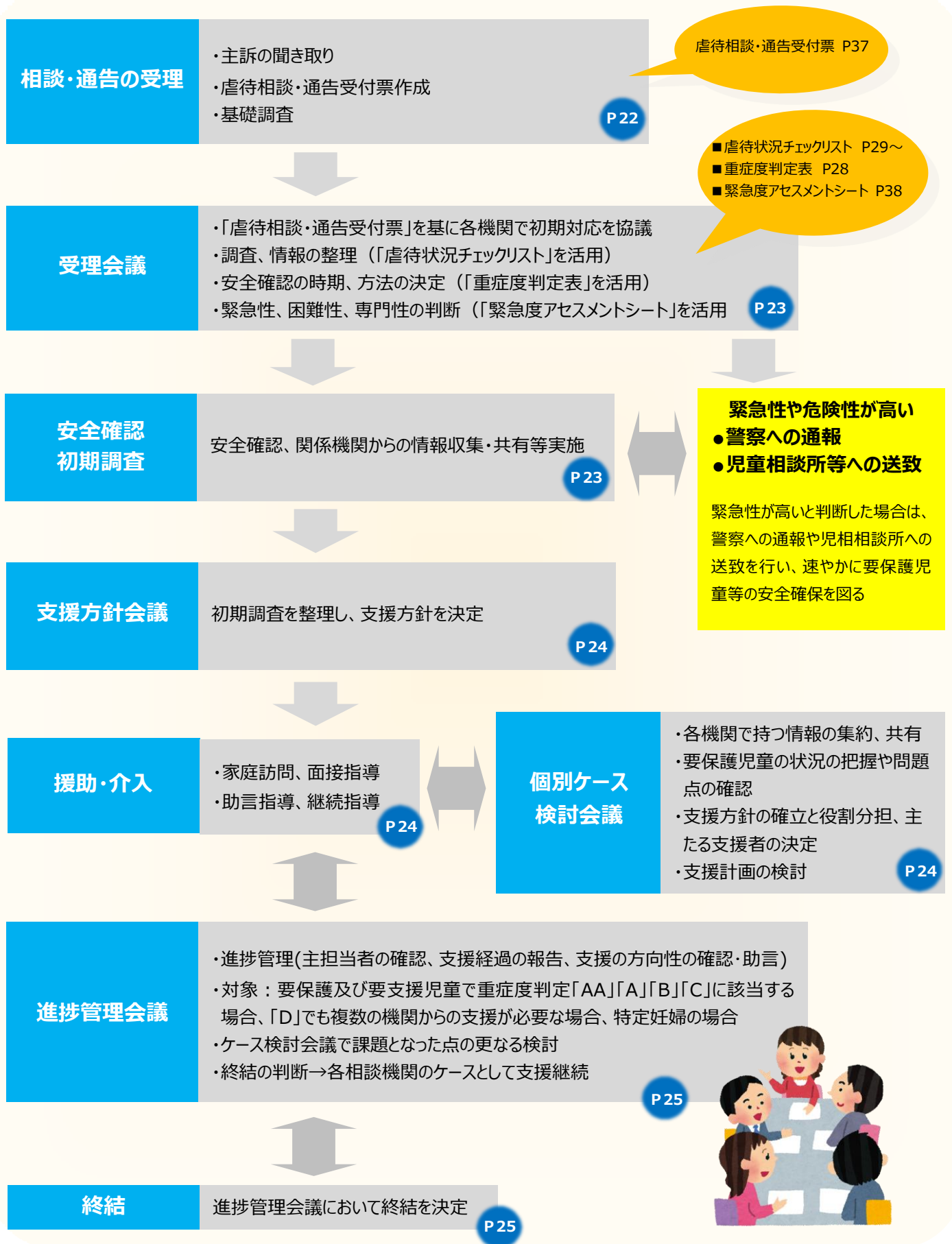
## 援助のポイント

### ● 児童等の見守り

日頃から、子どもや保護者を見守り、虐待と思われる子どもを発見した場合や家庭を取り巻く環境・行動など異変を感じた場合は、速やかに警察、児童相談所又は子育て支援課に通告します。



### 3 虐待相談・通告後の対応及び支援の流れ（要対協調整機関：子育て支援課）



## (1) 相談・通告の受理

### ①受理時のポイント

「虐待と思われる」相談はすべて「通告」として受理します。

- ・どんな方法（文書、電話、口頭等）でも虐待の「疑い」があるという相談は、原則すべて「通告」として受理します。
- ・通告者は不安を抱え緊張している場合が多いので、安心感を与えるよう慎重に対応しましょう。特に子ども本人からの場合は、特別な配慮が必要です。

### ②相談・通告者への配慮

下記の点を相談者・通告者に必要に応じて伝えます

- ・通告は守秘義務違反にならないこと。通告義務があること。（児童虐待防止法第6条第3項）
- ・通告者の秘密は守られること。（児童虐待防止法第7条）
- ・間違っても罰せられないこと。（児童虐待防止法第6条第1項）

## (2) 相談・通告者からの聞き取り

### ①聞き取りのポイント

- ・「虐待相談・通告受付票」（P37 様式4）を利用します。  
全ての項目を埋める必要はありません。聞き取れた内容だけを記録します。
- ・「いつ」「どこで」「どんなことがあったのか」「誰が言った言葉か」「本人が言ったのか」「いつから続いているのか」「現在はどうか」など、できるだけ具体的に確認します。ただし、事情聴取的な聞き取りはせず相手のペースに合わせてできるだけ多くの情報を聞き取るようにします。
- ・特に通告者の感情や判断が混在してしまうときがあるため、通告者がそう考えたり思ったりする根拠は何か確認することは大切です。
- ・通告者には必ず謝意を述べるのが大切です。

### ②子ども本人からの場合のポイント

- ・必ず秘密を守ることを伝えます。
- ・どんな内容でもしっかりと聞くことが大切です。
- ・子どもにとってはとても勇気のいることです。話してくれたことをねぎらい、相手が話しやすい雰囲気を作るようにします。
- ・子どもが表現した言葉（「嫌だった」「辛かった」「悲しかった」「怖かった」など）を、子どもの気持ちとして十分受け止めます。
- ・他に相談している人はいるかなど、協力者を確認しておくことも大切です。
- ・相談を受けたあと、関係者に協力をお願いすることを説明しておくことも大切です。

### ③家族、親族からの場合のポイント

- ・家族、親族の立場を考慮し傾聴します。
- ・虐待している保護者と虐待を受けている子どもとの関係性と通告者の関わりについて、具体的事項を確認しながら整理します。
- ・虐待を行っている保護者への恐れからのためらいや家族間のトラブルによる中傷等、通告者の感情が含まれることがあるので、通告の真意を十分把握する必要があります。
- ・具体的な助言や指導は慎重に行います。

### (3) 初期対応（まず受理会議と情報収集）

#### ① 受理会議の開催

- ・「虐待相談・通告受付票(P 37 様式 4)」を基に所属内での複数職員と情報を共有し、初期対応を協議します。
- ・「重症度判定表(P 28 様式 1)」及び「虐待状況チェックリスト(P 29～ 様式 2 又は様式 3)」を活用し確認することで共通理解が図られます。
- ・重要なのは、現在、子どもがどのような状況にあるのかという《安全確認》をすることです。生命の危険など差し迫った状況である場合は、児童相談所へ送致してください。（警察への通報も考慮）

#### 安全確認 の ポイント

- ・子どもの安全確認を最優先します。
- ・確認の方法は、柏崎市職員又は市が依頼した者による目視により現況確認を基本とします。
- ・学校や保育園など所属機関がある場合には、関係機関に問い合わせて現状を確認します。

#### ② 関係機関等からの情報収集

- ・「虐待相談・通告受付票(P 37 様式 4)」により通告者から聴取した内容を基に、不明な部分を明確にする必要があります。「虐待状況チェックリスト(P 29～ 様式 2 又は様式 3)」を参考に情報収集することもできます。
- ・関係機関からの情報収集が不可欠になるため、できるだけ直接会って聴取することが大切になります。
- ・支援の必要性等、具体的な方策を検討していく材料となることを視点に情報収集することが大切です。

#### 関係機関等

- ・福祉教育機関（保育園、幼稚園、学校、児童クラブ、元気館など）
- ・保健医療機関（病院・医院、保健所、健診機関など）
- ・地域（民生委員、主任児童委員、町内会、一般市民など）
- ・各種相談機関（女性相談、消費生活相談など）





#### (4) 支援方針会議（方針の決定）

初期調査を整理し、支援方針を決定する。

##### ① 児童相談所への送致が必要な場合

- ・緊急の保護や立入調査等、強制的な措置が必要な場合は、速やかに児童相談所へ送致します。（まず口頭で連絡をし「送致書（P 39 様式 6）」は後日でも可）。
- ・事件性がある場合は警察へ、また受診や入院が必要な場合は医療機関へ連絡するなど必要に応じ関係機関に連絡します。
- ・児童相談所への送致が必要かどうかの決定は、「重症度判定表（P 28 様式 1）」、「虐待チェックリスト（P 29～ 様式 2 又は様式 3）」及び「緊急度アセスメントシート（P 38 様式 5）」などを活用し必ず複数の職員で検討し組織として総合的な判断をすることが大切です。
- ・判断が難しい場合や対応に苦慮する場合は、まず児童相談所に相談します。

##### 児童相談所 送致の 留意点

- ・児童相談所への送致については、重症度判定において「A A（生命の危機）」「A（重度）」「B（中度）」が概ねその対象と考えられますが、あくまで目安でありケースの状況を総合的に判断して行うことが大切です。（「A A」は緊急対応が必要）
- ・判断に迷う場合、対応に苦慮している場合は児童相談所に相談します。

##### ② 在宅支援の場合

- ・緊急性が低いと判断した場合は、在宅支援による虐待の再発防止等に努めます。支援方針や内容、関係機関の役割分担など決定します。
- ・大切なことは「虐待相談・通告受付票（P 37 様式 4）」及び「虐待状況チェックリスト（P 29～ 様式 2 又は様式 3）」等を活用し、関係者が情報を共有し支援方法や目標を明確にすることです。
- ・支援目標は、あくまで支援を終えて良い段階を想定することです。必ずしも家族は抱えている問題の全てを解決するという考え方ではありません。

##### ③ 個別ケース検討会議

- ・調整機関が関係者による個別ケース検討会議を開き、状況の変化や支援方法について確認します。（個別ケース検討会議報告書 P 41 様式 7）
- ・安定している状態だからといって長期間放置することがないように定期的に確認し記録を残しておくことが大切です。

## (5) 進捗管理会議（具体的支援の評価）

個別ケース検討会議等で決定した方針に対して、進捗管理会議等において必ず評価し必要に応じ修正していくことが大切です。

- ・具体的なかかわりをする中で、新たな事実がわかることもあります。
- ・保護者の反応や子どもの変化など、周囲のかかわり方により何らかの変化がありますので必ず記録しておくことが大切です。
- ・次回評価に時期など目安を決めておくことが大切です。支援体制が安定しない初期に段階では、短期間での再評価が必要となります。



- 予想していたものとは違う新たな事実など重要な情報が得られた場合は、早めに情報の共有化に努め、必要であれば方針を変更することになります。
- 一定期間の実践経過を見て、改善が見られない場合には、支援方法に工夫が必要になります。実践してきた内容を基に再度検討が必要です。
- ある程度、改善が見られる状態でも、上手くいっている事実を共有化しておく必要がありますので、定期的に再評価することを心がけます。

## (6) 見守り等の留意点

- ・子どもが所属し直接かかわっている機関が中心となります。保育園、学校、児童クラブ、子育て支援室、主任児童委員・民生児童委員など。
- ・過去に虐待が疑われた、あるいは虐待のあった家庭であることを認識しておくことが重要です。
- ・普段のかかわりの中で、生活状況を注意深く確認するよう意識しておくことが必要です。
- ・「監視」ではなく、十分「観察」を行い、相談支援という関わりを意識することが大切です。
- ・虐待の未然防止や再発防止という観点に立ち、保護者支援・子育て支援を行うことが大切です。
- ・関係機関としての役割を明確にして、具体的に何を行うか確認し、全体で共通認識を持つことが重要です。

## (7) 支援の終結

- ・事態の改善が図られ目標が達成されたと評価された場合、支援は終結となります。
- ・終結という捉え方は、1つの虐待相談の事案について処理をした（進行管理台帳からはずす）という区切りですが、子どもを取り巻く環境の中では、関係者がモニタリングを続けていくということが必要です。
- ・終結の判断は、進捗管理会議において、関係機関職員で協議を行い組織として決定します。

### ■ 終結基準

重症度判定表（P28）に照らし、重症度 D（危惧）の見守り状況把握となり、その後、12か月以上何もなく安定している状況が確認され、所属機関又は相談機関の見守りで対応可能と判断した場合

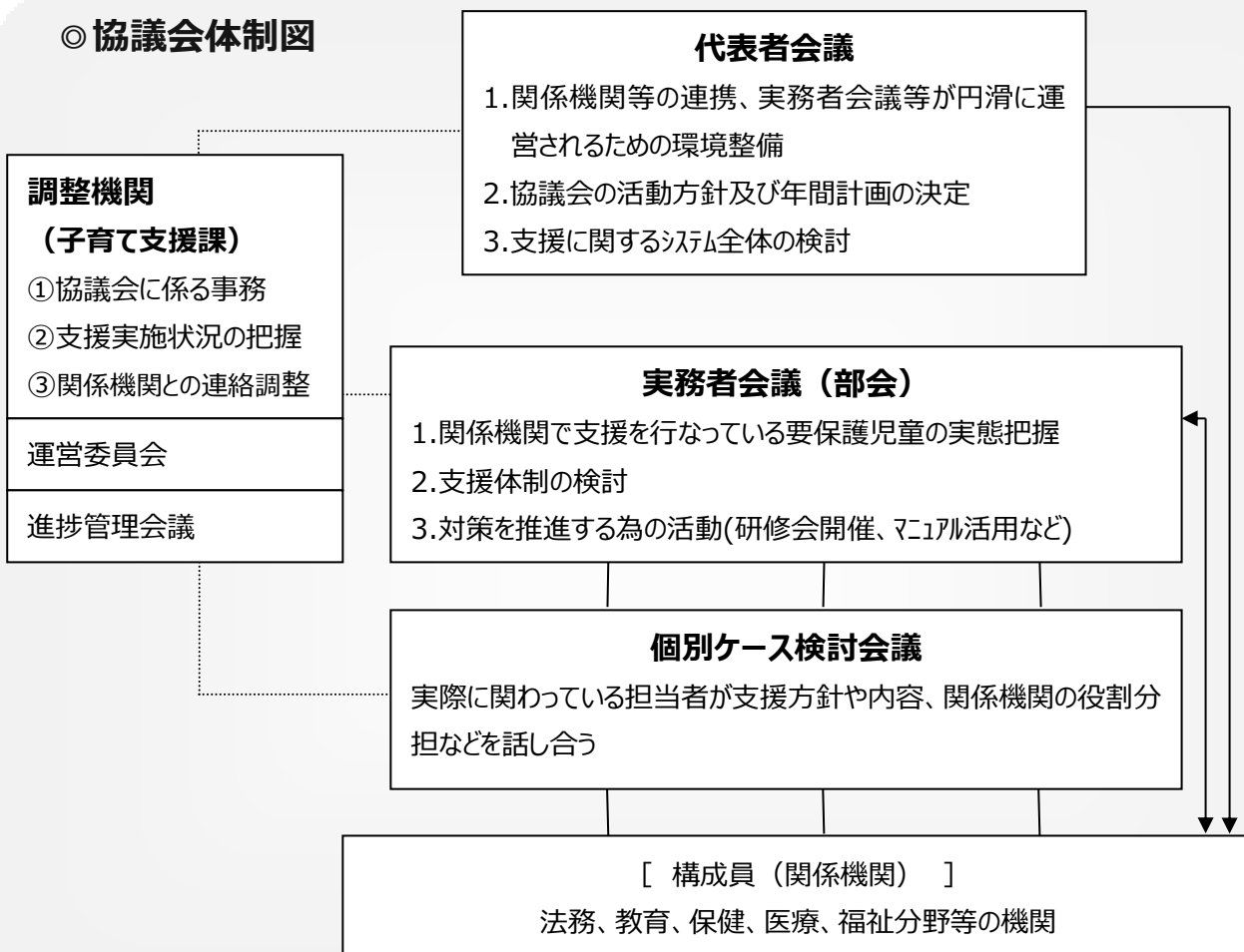
## 4 柏崎市要保護児童対策地域協議会体制図

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、児童福祉法で定められた要保護児童対策協議会である「柏崎市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関・団体が、子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応しています。

内容：①要保護児童等の情報交換

- ②要保護児童等に対する適切な支援を図るために必要な協議
- ③関係機関等の連携及び協力体制の推進
- ④児童虐待防止に関する広報及び啓発活動

### ◎協議会体制図



### 【構成員（関係機関）】

国又は地方公共団体の機関	新潟地方法務局柏崎支局、長岡児童相談所、柏崎地域振興局健康福祉部、柏崎警察署 柏崎市(人権啓発・男女共同参画室、福祉課、介護高齢課、健康推進課、こころの相談支援課、子育て支援課、保育課(市立保育園含む)、消防署)、柏崎市教育委員会(学校教育課、市立小学校、市立中学校)、柏崎市の存する県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校
法人	柏崎市刈羽郡医師会、柏崎市歯科医師会、柏崎薬剤師会、柏崎市に存する私立保育園、私立幼稚園及び私立高等学校
その他	柏崎市社会福祉協議会、柏崎市民生委員児童委員協議会、柏崎市人権擁護委員協議会、その他市長が指定する機関（柏崎市刈羽郡小中学校長会連絡協議会、柏崎地区高等学校・特別支援学校・中等教育学校校長会連絡協議会、さざなみ学園等）

## 第3章 資料編

重症度判定表（様式1）	28
虐待状況のチェックリスト〈市民（地域）・保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校用〉（様式2）	29
虐待状況のチェックリストの活用方法	31
虐待状況のチェックリスト〈医療機関用〉（様式3）	34
虐待相談・通告受付票（様式4）	37
緊急度アセスメントシート（様式5）	38
送致書（様式6）	39
個別ケース検討会議報告書（様式7）	41
柏崎市要保護児童対策地域協議会要綱	42

重症度判定表

様式 1

<p><b>AA (生命の危険)</b></p>	<p><b>子どもの生命の危険が「ありうる」「危惧する」もの</b></p> <p>1 身体的暴力によって、生命の危機がありうる外傷を受けているか、その可能性が高い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 頭部外傷、腹部外傷、窒息する などをおこす可能性がある暴力</li> <li><input type="checkbox"/> その他の暴力等</li> <li><input type="checkbox"/> 親が「殺したい」等、自己抑制がきかないことを訴え、子どもは乳幼児である</li> <li><input type="checkbox"/> 親子心中、子どもに危害を考えている</li> <li><input type="checkbox"/> 過去に生命の危険がある虐待歴があるもので、再発の可能性のあるもの</li> </ul> <p>2 ケアの不足のために死亡する可能性がある (ネグレクト)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 乳幼児に脱水症状、栄養不足のための衰弱が起きている</li> <li><input type="checkbox"/> 乳幼児で、すぐに医療が必要な状態であるにもかかわらず、医療への受診がされていない</li> <li><input type="checkbox"/> 放置等 (遺児)</li> </ul>	<p><b>緊急通告</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急介入の必要あり</li> <li>・児童相談所へ通告・送致</li> <li>・警察への通報</li> </ul>	<p>↑ 児相の行政措置 ↓</p> <p>↑ 柏崎市による在宅支援 ↓</p> <p>↑ 児相による後方支援 ↓</p>
<p><b>A (重度)</b></p>	<p><b>今すぐに生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長や発達に重要な影響を生じているか、その可能性があるもの。子どもと家族の指導や、子どもを保護するために、誰かの介入が必要である (訪問指導、一時分離、入院など)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 医療を必要とするほどの外傷があるか、最近や過去にあった (乳児や歩けない幼児で打撲傷がある。骨折・裂傷・目の外傷。広範囲の火傷)</li> <li><input type="checkbox"/> 成長障害や発達遅滞が顕著である</li> <li><input type="checkbox"/> 明らかな性的行為がある</li> <li><input type="checkbox"/> 家から出してもらえない (学校にも)。一室に閉じこめられている</li> <li><input type="checkbox"/> 子どものへのサディスティックな行為 (親は楽しんでいる) があるもの</li> <li><input type="checkbox"/> 生存に必要な食事、衣類、住居が与えられていないもの</li> <li><input type="checkbox"/> 子ども自身が保護を求めている</li> </ul>	<p><b>通告・相談</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急に、状況について詳しく調査・把握し対応が必要</li> <li>・立入調査や緊急保護等、児童相談所の直接介入の必要性が高いと思われる</li> <li>・児童相談所への通告・相談による連携が必要</li> </ul>	
<p><b>B (中度)</b></p>	<p><b>今は入院するほどの外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると子どもの人格形成に重い問題を残すことが危惧されるもの。誰かの援助介入がないと自然経過ではこれ以上の改善が見込めないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 今まで慢性的に痣や傷痕ができるような暴力を受けていた。非偶発的な外傷がある</li> <li><input type="checkbox"/> 不適切な環境にあり長期にわたって身体ケアや情緒ケアを受けていないために、人格形成に問題が残るそうであるもの</li> <li><input type="checkbox"/> 生活環境などの養育条件が極度に不良なために、自然経過での改善が期待できない (虐待や養育拒否で施設入所した子の再発。多問題家族などで家族秩序がない。夫婦関係が険悪で子どもにも反映している。犯罪歴家族。被虐待歴ある親)</li> <li><input type="checkbox"/> 保護者に慢性的な精神疾患があり (統合失調症、うつ病、知的障害、アルコール・薬物中毒等)、子どものケアができない</li> <li><input type="checkbox"/> 乳幼児を長時間大人の監督なく家に置いている (長時間の放置)</li> <li><input type="checkbox"/> きわめて不衛生、不潔</li> </ul>	<p><b>相談・支援 (通告も視野)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況について詳しく調査・把握し対応が必要</li> <li>・誰かの援助により改善を図るなど関係機関の継続的な支援・指導が必要</li> <li>・状況に応じて児童相談所への通告を考慮した連携を図る</li> </ul>	
<p><b>C (軽度)</b></p>	<p><b>実際に子どもへの暴力があり、親や周囲の者が虐待と感じている。しかし、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られないもの。ただし親への相談は必要である</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 医療行為の必要がなく、外傷が残るほどではない暴力がある (暴力の存在や子どもの症状について、虐待者側には病理性が認められない。虐待者はカーッと自己抑制なく叩くが自己報告する。躰が高じたものと判断される)</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 子どもに健康問題をおこすほどではないが、ネグレクト的である</li> </ul>	<p><b>子育て支援 個別支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急を要しないが、何らかの援助が必要</li> <li>・育児相談等、保護者支援による対応</li> </ul>	
<p><b>D (危惧)</b></p>	<p><b>暴力やネグレクトの虐待行為はないが、養育の不安を訴えなどがあり虐待を危惧するもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> AA、A、B、C以外のもの</li> <li><input type="checkbox"/> 不安はあるものの、概ね安定しており、不調時には自ら積極的に援助を求める</li> <li><input type="checkbox"/> 子どもに対して、必要な衣食住の世話ができる</li> </ul>	<p><b>状況把握・見守り</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急を要しないが、引き続き様子を見守る必要がある</li> <li>・継続的に状況を把握し見守りを行うことが必要</li> <li>・見守りの主たる機関を明確にしておくこと</li> </ul>	

虐待状況チェックリスト

記入日 年 月 日

ジェノグラム (家族構成図)	氏名 _____ 年齢 _____ 重症度 _____ 虐待の種類 (主◎ 従○) 身体的 性的 ネグレクト 心理的 虐待者 (主◎ 従○) 父 (実、養、継) 母 (実、養、継) その他 ( )
----------------	---

項目	心配	やや心配	心配ない	不明	具体的内容 該当する項目に全て○をつける。養育者の状況については、 ( ) 内に父、母、両親等を記入する	対応状況 確認状況 特記など
虐待	継続性について				常習的に現在も行われている、時々繰り返されている、その他	
	被虐待歴について				入院や施設入所がある、一時保護の経過がある、過去に虐待相談がある(疑いも含む)	
	性的虐待				性的虐待の疑い、性病、妊娠の有無	
子どもの状況	発育、発達について				低身長、低体重、発達の遅れ、言葉の遅れ、発達のアンバランスさ、発達障害( )、慢性疾患、アレルギーなど、その他	
	衛生面、健康状態、身体症状について				不衛生、衣類の汚れ等、不自然な怪我やあざ、発育不良、その他	
	行動面について				表情、視線、夜尿や失禁、不眠、うつ病、活気がない、緊張が高い、自傷行為、その他	
	養育者との関係性について				多動、乱暴、不登校、暴力、万引き、虚言、年齢不相応な性的興味関心や言動、急激な学力低下、過食、異食、その他	
	対人関係について				誰とでもべたべた、身体的接触を極端に嫌がる、同年代の子と遊べない、孤立、大人を怖がる、その他	
養育者の状況	健康状態について				うつの( )、依存症(薬物、アルコール)( )、障害(身体、知的、精神)( )、服薬している( )、慢性的ストレス状態( )、その他( )	
	性格、行動面について				攻撃的( )、衝動的( )、体罰の容認( )、感情不安定( )、自己中心的( )、社会的未熟な性格( )、被害的( )、嘘( )、共感性に乏しい( )、その他( )	
	養育能力について				衣食住の世話が不十分( )、健康面の世話が不十分( )、躱をしない( )、家事能力が低い( )、育児不安が強い( )、育児放棄( )、過度のしつけ( )、その他	
	子どもへの感情について				かわいいと思えない( )、差別する( )、受容がない( )、拒否的( )、イライラする( )、疎んじる( )、無関心( )、権威的( )、その他	
	問題意識について				養育上の問題意識がない( )、子どもの問題より親の欲求を優先( )、ストレス解消できない( )、その他	
養育環境	夫婦、家族の関係について				夫婦不和あるいは対立、家族不和あるいは対立、夫婦間暴力、家庭内暴力、その他	
	家族の形態等について				離婚、内縁関係、再婚、同居、別居、その他	
	地域性について				親族から孤立、近隣や友人から孤立、育児援助者がいない、相談相手がない、その他	
	居住状況について				不衛生、居室内の著しい乱れ、住所不定、転居を繰り返す、その他	
非変動環境	就労、経済面について				定職なし、失業中、労働意欲低下、不規則な就労時間、収入なし、収入不安定、ギャンブル、借金、金銭管理ができない、生活保護、その他	
	妊娠、分娩について				望まない妊娠、健診未受診での分娩、産後うつ等、その他	
支援体制	養育者の生育歴について				養育者自身が被虐待歴、親との対立、愛されなかった思い、厳しい躱を受けてきた、過去にDV相談がある、その他	
	社会的支援について				親族の協力がある、関係機関の協力や利用がある(保育園、学校、民生児童委員、保健師等医療関係者、児童館や子育て支援関係)、その他	
	関係機関の介入について				拒否的である、接触困難である、親の精神状態等による、その他	
支援効果について						改善の期待が持てる、見通しが立つ、その他
〈家族のプラス面〉						

ケースの概略	
--------	--

当面の支援目標	
---------	--

関係機関名	担当者	支援内容	電話

次回検討会議予定	年 月 日
----------	-------

## 虐待状況チェックリストの活用方法

虐待状況チェックリストは、相談のあったケースについて、より客観的に状態を捉え問題点の整理やリスク管理をするために活用しましょう。

また関係者の受け止め方にズレが生じないよう共通認識を持ち、互いの役割を理解し支援していくために活用してください。

### 【1 ジェノグラム】

家族構成を図式化する。家族環境や協力関係を知る上で大切であるので、両親の実家の状況までわかると良い。

### 【2 基本的状況】

- ・氏名、年齢、重症度を記入
- ・虐待の種別、虐待者をチェック
- ・社会資源の活用状況について記入

### 【3 チェック項目】

虐待	継続性	・頻度などがわかれば、特記欄に記入する ・ネグレクトの場合は「常習的におこなわれている」をチェックする
	被虐待歴	・過去にあればリスクが高いこととなります
	性的虐待	・確認できる範囲でチェックする ・誰から得た情報かなど確認しておく方がよい
子どもの状況	発育、発達について	・子どもの発達の状況について確認する ・虐待を誘発しやすい要因となることが多いので確認する。支援のきっかけにもなる ・低身長、低体重の項目は、元々の障害等によるものか確認する
	健康状態、身体症状について	・虐待の影響を思わせる状態について確認する ・発育不良の項目は、障害等がないのに身長や体重に心配がある場合のこと ・原因は不明だが時々腹痛を訴えるなどの場合はその他に記入
	情緒面について	・子どもの情緒的安定を捉える ・「表情」は表情が乏しい、表情が暗いなど。「視線」は視線が合わない、視線が合いにくいなど。「自傷行為」は抜け毛も含まれる
	行動面について	・多動など発達障害の診断についていないが、行動が見られればチェックする ・注意を引くような言動などあれば、その他に具体的内容を記入
	養育者との関係性について	・子どもの親に対する気持ちを捉える
	対人関係について	・家族以外の大人や同年齢の子どもとの関係について確認する



### 《支援・方策のポイント》

保育園、幼稚園、学校等、直接子どもと接する機関があれば、子どもの心身のケアを行うことができます。

⇒食事の保障、大人との信頼関係の構築、自尊心や自己肯定感の向上、問題行動の低減（虐待誘発要因の低減に繋がる場合もある）などが図られます。

健康面、発育面、行動面の状況を理由に専門の相談機関を紹介したり、そのことで養育者と相談する材料にもなります。

⇒支援のきっかけになり、養育者が他機関とも関わることで支援体制の幅が広がります。

養育者の状況	健康状態について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に精神的状態について確認</li> <li>・医療機関がかかわっていたり、福祉サービスを受けている情報があれば特記事項に記入</li> </ul>
	性格、行動について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援する上で養育者との関わり方の留意点となる</li> <li>・養育者の生育歴とも関連することに留意する</li> </ul>
	養育能力について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援する場合の留意点となる</li> <li>・健康上の理由や障害等で養育に手がまわらないような場合は、特記事項に記入</li> </ul>
	子どもへの感情について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子間の愛着関係がどの程度か目安となる</li> <li>・親の理想像を子どもに強要している、ペットの扱いをしている、などは「権威的」にチェックし具体的内容は特記事項に記入</li> </ul>
	問題意識等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援する上で養育者との関わり方の留意点となる</li> </ul>

### 《支援・方策のポイント》

子どもの所属機関（保育園、幼稚園、学校等）から、保健師や相談員等に繋げてもらい、養育者と支援機関の接点をつくる。

⇒養育者自身が困っていることや悩んでいることなどの相談から支援のきっかけを作る。

（医療機関や相談員など、養育者自身の拠り所を確保する。）

子育て支援に関する社会資源の利用を進める。

⇒育児不安、育てにくい子など閉鎖的になりがちな環境から開放的な環境へ。養育者同士の仲間作りをサポート。

養育環境	夫婦、家族の関係について	・家族内の人間関係は子どもへの影響が大きい ・同居家族の場合、世代間で不和や嫁姑の関係など。またDVの有無など
	家族の形態等について	・家族構成の変化に着目。内縁関係や養父母の構造はリスクが高い
	地域性について	・その家族に対する援助協力者の状況を確認する。支援を行うための材料となる
	居住環境について	・居住環境は、安心して生活するための基盤となるもの。転居を繰り返している場合、その理由なども確認しておく
	就労、経済面について	・金銭的な問題、生活基盤に大きい影響を与えストレスをなすためリスクが高い

### 《支援・方策のポイント》

親族の協力が得られるならばとても助かります。

⇒「養育者での協力」「様子をみてもらう」「関係者に連絡を入れてもらう」「養育者への指導」「養育者の相談相手」など関わり方は様々です。できる範囲での協力関係を築きましょう。

経済的な問題は、生活環境に直結し家族内ストレスを増大させます。

⇒生活保護の受給、児童手当等の受給、各種減免手続き、など制度の活用を支援する。

非変動環境	養育者の性格形成に影響のある事実を確認し、支援していくための目安となる
支援体制	親が問題解決への意識があるのか、実際の支援を行う上での目安とする

## 【4 家族のプラス面】

- ・「心配ない」項目を参考に、家族の力として評価します。状態の改善を図る資源として参考にします。
- ・家族との関わりを持つ材料にもなるので把握しておくとい良いでしょう。

### 《支援・方策のポイント》

養育者を悪者扱いしてしまうと、関係性の悪化を招いてしまいます。

養育者なりに努力していること、周囲の要求水準には至らなくても生活が成り立っている部分などを肯定的に受け止める必要があります。

⇒養育者の力を強化し状態の改善を図ります。

## 【5 支援方法のポイント】

- ・子どもや養育者を取り巻く環境の中で、様々な機関が関わっている場合があります。情報収集や支援体制の構築において機関連携が重要です。
- ・支援方法を組み立てる上で、各関係機関の機能等をきちんと把握しておく必要があります。
- ・いかにして養育者との関係を築くかが重要です。関係機関との連携によりキーパーソンを設定ができると良いでしょう。特に定期的に家庭訪問ができることは大切なポイントです。

## 虐待状況チェックリスト

## ● 児童虐待の発見・気づきのポイント（医療機関用チェックリスト）

## 1 保護者の様子

## 受付等の場面

- 受付  保険証がない  保険証を持参していない  生活保護  ひとり親医療  
 未払いがある  住所が不定  外国籍  電話がない
- 態度  事務的手続きをしたがらない  事務の手続きに不備が多い  態度が傲慢  
 診療への不満を誰となく言う  夜間、休日診療を繰り返す

その他 ( )

## 待合室

- 態度  順番が待てない  他の家族とトラブルが多い  態度が傲慢  
 場をわきまえずにさわぐ  子どもの面倒を見ない・世話をしない・不衛生な装い  
 子どもを異様に叱ったり、脅したりする  子どもを平気で叩く  
 子どもの重症度と無関係な態度が見られる  職員の対応や診療内容に文句をつける

その他 ( )

## 診察室

- 母子手帳  持参していない  ほとんど記載がない  健診歴・予防接種歴がない・少ない
- 問診  予防接種を受けていない  既往疾患を覚えていない  事故が多い  
(既往歴)  以前の事を聞くと極端に嫌がる  家族の中で既往歴の把握が異なり意見が一致しない  
 他機関の悪口を言う
- 問診  発症や受傷状況をきちんと説明できない  説明が二転三転する  
(現病歴)  保護者の間で説明が食い違う  受診までの時間経過が長い  
 家庭看護がほとんどされていない  日頃の状況が説明できない  
 子どもの病状把握ができていない
- 診療説明  子どもの状態に関わらず自己主張が強く、不要な応急処置を要望する  
 重症度にほとんど関心がないように見える  診断名や予後説明に耳を貸さない  
 説明に対して質問がない  子どもの病状よりも自分の都合を優先したがる  
 治療や入院の必要性を理解しない  薬など必要以上に欲しがる  
 1回の治療で完結できる治療法を望み、再診などを嫌がる

その他 ( )

## 診察場面

- 診察中に子どもを抱こうとせず、ベッドに寝かせたままにして平気である  
 子どもを荷物のように手荒に扱う  育児に疲れ果てているように見える  
 子どもを機械的にあやしている  曖昧で些細な訴えで、繰り返し外来を受診する  
 子どもが泣いていてもどうしたらいいのか、戸惑い途方にくれている  
 病気の子どもの面倒な存在と見えているように見える  育児の援助者がいない  
 きょうだいが多く、母親の負担が大きい  子どもを可愛くない、嫌だと医師の前で言う  
 育児・医療に関して偏った考えに固執している

その他 ( )

## 会計・薬局

- 再受診などの説明の確認をしない  家庭での療育の説明を聞かない  
 使用薬剤の説明などを聞きたがらない  子どもを大事に扱っていない  
 診療への不満をぶつける  薬などを必要以上に欲しがる  支払いをせずに帰る

## 2 子どもの様子

### リスク要因

- 低出生体重児
- 多胎児
- 身体的・知的障害児
- 慢性疾患
- 手のかかる・育てにくい子ども

### 身体所見

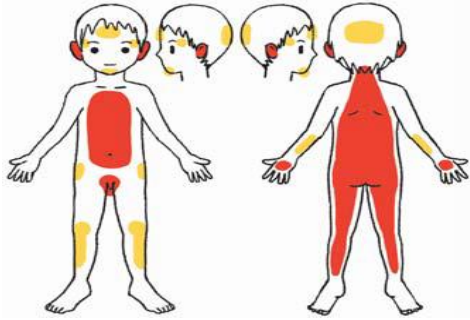
- 全身状態  低身長（- 2 SD 未満）
- 栄養障害
- るいそう
- 体重増加不良
- 不適切な服装（季節はずれなど）
- 不衛生（垢まみれ、悪臭）
- 皮膚  新旧混在の外傷痕
- 皮下出血（多数の小さな出血斑）
- 四肢体幹内側の傷
- 不審な傷（指や紐の形の挫傷、腕や手首を巻いている挫傷等）
- 不自然な熱傷
- 頭部内の複数の外傷や抜毛痕
- 骨折  新旧混在する複数回骨折
- 頭がい骨骨折
- 肋骨・椎骨骨折
- 肩甲骨骨折
- 多発骨折
- 2歳未満の乳幼児の骨折
- 頭部・顔面  頭蓋内出血
- 眼底出血
- 眼球損傷
- 耳・口の挫傷・裂傷
- 多数歯う蝕
- Shaken Baby Syndrome
- 胸腹部  腹腔内出血
- 内臓破裂（肝臓・脾臓など）
- 性器  肛門や性器周辺の外傷（裂傷・瘢痕・びらん）
- 性器の損傷
- 性感染症
- 妊娠中
- 若年妊娠

### 心理・精神・行動所見

- 活気がない
- おびえている
- 動きがぎこちない
- 子どもらしくない無表情
- 触れられることを異様に嫌がる
- 表情が暗く、かたく、表情をあまり外に出さない、出そうとしない
- 自分からの発語が極端に少ない
- 異様に甘える
- 保護者が傍らにいるのといないのとで動きや表情が極端に変わる
- 大人の顔色を窺ったり、おびえた表情をする
- 注意を引く言動
- 過度の乱暴な行動
- 多動で落ち着きがない
- 目立つ無気力さ、活動性の低下
- 持続する疲労感、倦怠感
- 繰り返す食行動異常（むさぼり食い・過食・拒食・異食）
- 急激な学力の低下
- 家に帰りがたがらない
- 繰り返す家出
- 夜間遅い時刻の外出
- 単独での非行（特に食物を主とした盗み）
- 常識、社会性の顕著な欠如

《身体症状から虐待を疑う》

項 目		虐待の可能性が高い	
皮膚損傷	挫 傷	多発性 新旧混在	手形・物の形
	熱 傷	不自然な分布 感染合併	辺縁明瞭で深い
頭部損傷	頭蓋内出血	硬膜下血腫、新旧血腫の併存	
	頭蓋骨骨折	多発性、両側性、骨折線離開 頭頂部陥没	
骨 折	部 位	骨幹端骨折、肋骨・棘突起骨折 胸骨骨折、肩甲骨骨折	
	形 態	らせん状骨折、鉛管骨折	
	年 齢	2歳未満	
その他		CPA-OA 治療奏功しない慢性頭痛・腹痛等	



■ 虐待の可能性が高い    ■ 虐待の可能性は低い

※被服部位、手背、足底、大腿内側に存在した場合も虐待を考慮

《児童虐待の重症度判定の目安》

最重度	生命が危ぶまれる	身体的	<input type="checkbox"/> 頭部・腹部意図的外傷の可能性 <input type="checkbox"/> 意図的窒息の可能性 <input type="checkbox"/> 心中企図
		ネグレクト	<input type="checkbox"/> 脱水症状や低栄養で衰弱 <input type="checkbox"/> 重度の急性・慢性疾患等を放置
重 度	子どもの健康や成長発達に重大な影響がある	性虐待	<input type="checkbox"/> 性的行動化・性器外傷・性虐待の告白
		身体的	<input type="checkbox"/> 医療を必要とする外傷 <input type="checkbox"/> 外傷の重症度は高くないが、子どもが執拗に傷つけられている
		ネグレクト	<input type="checkbox"/> (器質的疾患によらない) 著明な成長障害・発達の遅れ <input type="checkbox"/> 家に監禁(登校禁止) <input type="checkbox"/> 必要な衣食住が保障されていない
中等度	入院を要する程ではないが、子どもの人格形成に影響がある	身体的	<input type="checkbox"/> 外傷を負う可能性のある暴力を受けている
		ネグレクト	<input type="checkbox"/> 大人の監護がない状況で長時間放置 <input type="checkbox"/> 生活環境・育児条件が極めて不良で改善が望めない
軽 度	実際に暴力や養育への拒否感があるが、衝動コントロールができ、親子関係に重篤な病理がない	身体・ネグレクト	<input type="checkbox"/> 外相にならない暴力 <input type="checkbox"/> 子どもへの健康問題を起こすほどではないネグレクト
		ネグレクト	<input type="checkbox"/> 家庭内にDVあり <input type="checkbox"/> 顕著なきょうだい間差別 <input type="checkbox"/> 暴言・罵倒・脅迫 <input type="checkbox"/> 長期にわたり情緒的ケアを受けていない
疑 い			<input type="checkbox"/> 重症度に関わらず虐待の疑いがあるもの

## 虐待相談・通告受付票

受付者： (電話・来所・その他) / 平成 年度：NO.

受理年月日		平成 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分					
要保護児童等の状況と虐待の種類・内容	氏名					男・女	
	生年月日	平成 年 月 日生 ( 歳)					
	住所					電話	
	就学状況	未就学・保・幼・小・中・高 名称 _____ 年 _____ 組(クラス) (担任: _____) 登園・登校状況: 良好・欠席がち・不登校					
	虐待内容	○いつ頃から ○どこで ○誰から ○どんなふうに ○どれくらいの頻度					
	虐待の種類	(主◎・従○)	身体的	性的	ネグレクト	心理的	
子どもの状況	現在の居場所:						
保護者と家庭の状況	氏名						
	職業						
	続柄・年齢	続柄		年齢	歳	続柄	
	住所					電話	
	家庭の状況	家族内の協力者: 家族以外の協力者: 兄弟の有無: 有・無 同居家族: その他:				ジェノグラム(家族構成図)	
通告者	氏名						
	住所					電話	
	関係	家族・近隣・学校・保育園・病院・保健所・児童委員・警察・他( )					
	通告意図	子どもの保護・調査・相談					
	調査協力	調査協力(諾・否) 当課からの連絡(諾・否)					
情報源と保護者の了解	通告者は、実際に目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した。 通告者は、関係者( )から聞いた。 保護者は、この通告を(承知・拒否・知らせていない)						

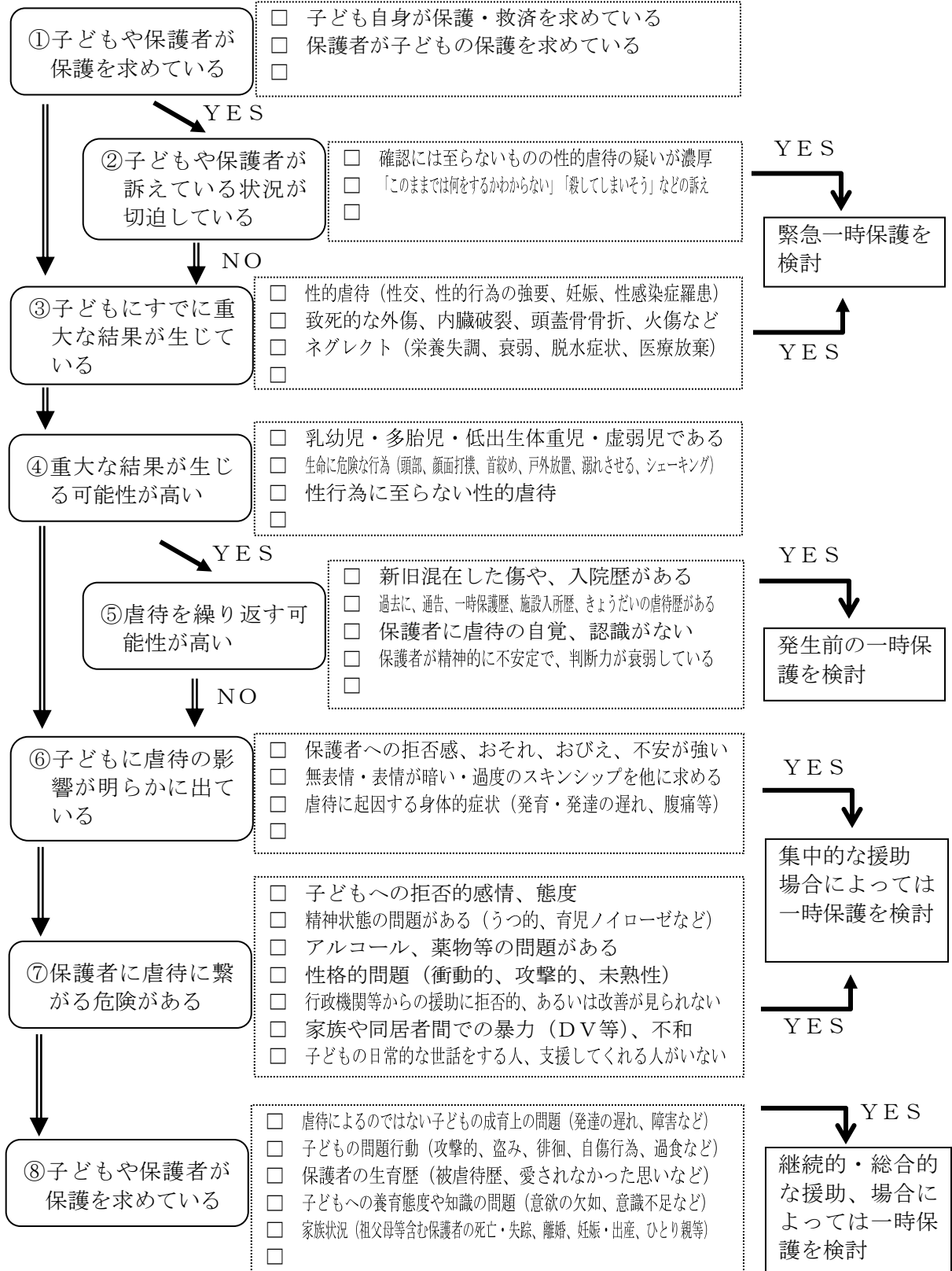
## 通告受付後の初期対応

(受理会議年月日: 年 月 日 時 分)

緊急度アセスメントシート

児童氏名 \_\_\_\_\_

(作成日 年 月 日)



発第 号  
年 月 日

児童相談所長様

市町村長

送 致 書

下記の理由により、ケースを送致します。

記

子ども	氏 名	(男・女)		
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)		
	保育園・学校等 利用状況	保育園・学校等名： 学 年： 担 任：		
	現住所	〒  電話：		
保護者	氏 名		続柄	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)		
	職 業			
	現住所	〒  電話：		



送致の理由	
送致に当たって の意見	
ケース概要	
対応経過	
ケース担当者	所 属 : 氏 名 : 電 話 :
添付資料	

## 個別ケース検討会議報告書

開催日時	平成 年 月 日 ( ) : ~ :
開催会場	
検討会出席者	

児童氏名	
現状・ 問題点	
検討内容	
援助方針	
関係機関 役割分担	

## 柏崎市要保護児童対策地域協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童の適切な保護並びに同条第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、法第25条の2第1項の規定に基づき柏崎市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、協議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、法第25条の2第2項の規定に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 要保護児童、要支援児童及びその保護者並びに特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）の情報交換
- (2) 要保護児童等に対する適切な支援を図るために必要な協議
- (3) 関係機関等の連携及び協力体制の推進
- (4) 児童虐待防止に関する広報及び啓発活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に従事する者をもって構成する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、子ども未来部長をもって充てる。

(会議)

第5条 協議会の会議に代表者会議、実務者会議、進捗管理会議及び個別ケース検討会議を置く。

(要保護児童対策調整機関)

第6条 市長は、法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関として、子育て支援課を指定する。

(守秘義務)

第7条 法第25条の5の規定に基づき、協議会の構成員は、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 別表

国又は地方公共団体の機関	新潟地方方法務局柏崎支局、長岡児童相談所、柏崎地域振興局健康福祉部、柏崎警察署、柏崎市（人権啓発・男女共同参画室、福祉課、介護高齢課、健康推進課、こころの相談支援課、子育て支援課、保育課（市立保育園含む。）、消防署）、柏崎市教育委員会（学校教育課、市立小学校、市立中学校）、柏崎市に存する県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校
法人	柏崎市刈羽郡医師会、柏崎市歯科医師会、柏崎薬剤師会並びに柏崎市に存する私立保育園、私立幼稚園及び私立高等学校
その他	柏崎市社会福祉協議会、柏崎市民生委員児童委員協議会、柏崎市人権擁護委員協議会その他市長が指定する機関（柏崎市刈羽郡小中学校長会連絡協議会、柏崎地区高等学校・特別支援学校・中等教育学校校長会連絡協議会、さざなみ学園等）

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

相談・連絡先等 関わりのある関係機関などの連絡にご利用ください。

相談・連絡先	電話番号	備考

〈参考文献等〉

新潟県市町村子ども虐待対応ガイドライン（平成21年3月）

北海道子どもへの虐待対応マニュアル（平成20年3月）

千葉県市町村子ども虐待防止ネットワーク対応マニュアル（平成17年3月）

高松市子ども虐待対応の手引き（平成26年4月）

児童虐待防止のための気づき・対応・連絡マニュアル(江東区)

一般医療機関における子ども虐待初期対応ガイド（厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業）

医療機関用子どもの虐待対応マニュアル（平成25年2月 京都府）



オレンジリボンには子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。

## 柏崎市子ども虐待防止・対応マニュアル

〒945-0061

新潟県柏崎市栄町18番26号（元気館）

柏崎市子ども未来部子育て支援課

TEL 0257-47-7786

FAX 0257-20-4201

E-mail [kosodate@city.kashiwazaki.lg.jp](mailto:kosodate@city.kashiwazaki.lg.jp)